

観光定期バス実証運行業務仕様書

- 1 委託事業名 観光定期バス実証運行業務
- 2 委託期間 契約締結日から令和9年2月5日（金）まで
- 3 観光定期バス実証運行期間
令和8年8月から令和9年1月までの間の土曜日、日曜日及び祝日（60日間）
- 4 事業目的
瀬戸内市における、観光客向けの二次交通の充実、JRの利用促進、海外インバウンドのさらなる獲得などのために、観光定期バス路線導入に向けた実証運行を行う。
- 5 業務内容
 - (1) バス運行
 - ・道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号の規定により、発注者が行う自家用有償旅客運送とする。
 - ・適切に運行管理を行うこと。
 - (2) 車両
 - ・運行車両は、20以上の座席数を有する車両とする。
 - ・運行台数は、2台とする。
 - ・車両トラブル等発生時や車検時等にも運行が継続できるよう同等の輸送能力を持つ予備車両2台以上を準備すること。なお、当該経費は本業務に係る経費に含めるものとし、実績に応じて精算するものとする。
 - (3) 運賃
 - ・運賃は1乗車につき300円／人（未就学児は無料）を徴収するものとし、徴収方法について提案すること。
 - ・利用者が降車時に運賃箱へ投入する運賃等に誤りがないことを確認すること。
 - ・車内での両替に対応すること。
 - ・徴収した運賃は、発注者が別途指定する期限までに、別途指定する方法で納入することとし、納入に際し手数料等が発生する場合は受注者の負担とする。
 - (4) 行程等
 - ・運行行程は、JR長船駅－備前長船刀剣博物館（以下、博物館という。）－

日本一の다가し売場間を往復するものとし、運行行程間の福岡郵便局付近、瀬戸内フルーツガーデン付近及びゆめトピア長船に停車場所を設けることとし、経済的、効率的な行程を提案すること。

- ・受注者において停車場所に係る関係者と調整を行うこと。
- ・JR 長船駅及び博物館では、利用者に対しバス乗り場への誘導を行うこと。
- ・博物館の駐車場では、博物館に警備員が置かれている場合は、その誘導に従うこと。
- ・停車場所ごとに時刻表（日本産業規格 A4 サイズで、全ての人が利用しやすいデザインとし、ラミネート等の防汚・防水加工を施すこと。）を作成すること。また、時刻表の掲示に係る資材等は発注者が用意するが、受注者も協力すること。
- ・運行時間は、9 時 30 分から 17 時 30 分までとする。
- ・運行時間内で可能な限り多くの便数を提案すること。

(5) 記録等

- ・各便の利用者数及び各停車場所での乗降者数を計測すること。
- ・計測結果は、任意様式で、発注者へ毎月提出すること。
- ・提出時期は、発注者と協議の上、決定する。

(6) 広告等

- ・運行するバス車両には、マグネット等で広告等の掲載を行うものとする。
- ・広告等のデザインは、発注者から提供する。
- ・広告等は受注者で作成することとし、サイズ等は最大で次のとおり予定している。

縦 20cm、横 100cm 2 枚

縦 35cm、横 300cm 4 枚

縦 30cm、横 110cm 2 枚

(7) 運転

- ・運転者は、原則 72 歳未満の大型二種の免許を有する者とし、自社の社員とすること。（72 歳以上の者を運転者とする場合は、運行及び利用者の安全確保に係る指導及び監督の取組を提案すること。）
- ・受注者は、予め発注者に運転者を登録しなければならない。
- ・受注者は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年 2 月 9 日労働省告示第 7 号）」、「旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 1 項の規定に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に関する基準（平成 13 年 12 月 3 日国土交通省告示第 1675 号）」を遵守すること。

(8) 点検

- ・運行日の運行開始前と終了後に目視等による車両点検を行うこと。

- ・異常がある場合は、適切に対応すること。

(9) 清掃等

- ・車両は、適宜、清掃等を行い、清潔を保持すること。

(10) 給油

- ・給油は、受注者の負担で、受注者が行うこと。

(11) 保険等

- ・次の基準に適合する任意保険（共済を含む。）を契約し、運行期間中は常に維持し、契約等が把握できる書類を発注者へ提出すること。

ア 対人賠償（搭乗者を含む。）の限度額が1人につき8,000万円以上

イ 対物賠償の限度額が1事故につき200万円以上

ウ 運送主体の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと。

エ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。

オ すべての車両について契約を締結すること。

(12) 事故等緊急時の対応

- ・事故等における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にし、事故等発生時には速やかに初期対応を行うとともに適切に発注者と連携して処理に当たること。
- ・運行中の緊急時等に運転者が受注者の事務所と連絡できる体制・手段を整えること。
- ・事故等発生時にも運行が継続できる体制（予備車両及び乗務員）を整えること。

(13) その他

- ・本業務に関し、発注者が書類や資料等の提出を求めた場合は、期限内に提出すること。
- ・観光定期バス路線導入に向けた検証事業を、別途予定していることから、当該検証実施事業者に協力すること。
- ・本仕様書に明示していない事項で、本業務の実施に必要と認められる事項については、発注者と協議の上、受注者が実施すること。

6 委託料の支払

- ・委託料は、毎月の支払とする。
- ・受注者は月締めで委託料を発注者に請求し、発注者は請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

7 注意事項

- ・関係する法令等を遵守すること。
- ・安全運行に万全を期することとし、利用者だけでなく、周囲の歩行者や一般車両にも配慮した運行を行うこと。
- ・定時性の確保に努めること。
- ・利用者には、平等かつ公平に接するとともに、親切かつ丁寧なサービスに努めること。
- ・バス車内の忘れ物の対応をすること。
- ・発注者の信用を失墜するような行為は行わないこと。
- ・利用者や市民等からの要望、苦情等に対し、真摯に対応するとともに、発注者へ報告し、その改善に努めること。

8 運行管理の責任者及び整備管理の責任者の選任

運行期間において、受注者の事業所ごとに道路運送法に基づく有資格者を選任すること。

9 契約に関する条件等

(1) 業務の履行に関する措置

- ・発注者は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。
- ・受注者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に発注者に書面で回答しなければならない。

(2) 秘密保護・個人情報保護

- ・受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、瀬戸内市個人情報保護法施行条例を遵守しなければならない。再委託範囲に個人情報の取扱が含まれるときは、再委託先との間で、個人情報保護に関する適切な体制を確保すること。

(3) 権利の帰属

- ・受注者は、委託の目的物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいい、第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。)を、当該委託の目的物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- ・受注者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、発注者並びに

発注者から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作権人格権(公表権、氏名、表示権、同一性保持権)を行使しない。

- ・受注者は、委託の目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該委託の目的物を使用又は複製し、また、「(2) 秘密保護・個人情報保護」の規定にかかわらず当該委託の目的物の内容を公表することができる。
- ・受注者は、委託で製作する目的物に第三者が権利を保有する素材(タレント等の著名人、キャラクター、音楽等)を使用する場合には、受注者の負担により発注者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- ・受注者は、委託の目的物が、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証する。
- ・委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、発注者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- ・受注業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を発注者に提示しその承認を得ること。再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において解決すること。

(4) 損害の賠償について

- ・本業務遂行中に受注者が発注者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を書面により報告し、発注者の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受注者の責任において処理解決するものとする。

(5) その他

- ・特別な事情が生じた場合は、協議の上、委託条件等を変更できるものとする。

10 提出書類等

- ・受注者は、委託業務完了後、委託業務完了通知書、実施報告書を提出すること。

11 その他

- ・業務の実施にあたっては、発注者及び関係機関と適宜協議を行い、十分に調

整して行うこと。